

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：	原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：	第8条第1項又は第2項
処 分 の 概 要：	標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：	災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準：	判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：	14日
申 請 先：	警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊又は警察署交通課
問 合 せ 先：	警察本部交通規制課（電話022-221-7171）又は警察署交通課
備 考：	標章及び証明書の再交付については、知事もすることができる。